

居住福祉のまち建設の夢

— 「団地再生」と「都市問題」 — (2)

日本居住福祉学会理事・居住福祉推進機構理事長

上村一さんの話



日本労協新聞編集部

本稿は日本居住福祉学会理事・上村一さんが千葉県船橋市にある日本住宅公団（現在、都市基盤整備公団）の高根台団地で自治会役員の方に2004年3月末、提起した話を日本労協新聞編集部がまとめたものです。上村さんと日本労協新聞の許可をいただき、転載します。なお(1)は、「協同の発見」2004年9月、No.146に掲載させていただきました。

9 住民自治

西宮北口団地（県営住宅、市営住宅の公営住宅団地）の自治会は45年間の活動を経ています。家賃問題をはじめ、子供会の育成、夏まつり等、住民共通の問題に取り組みながらコミュニティづくりに努力してきた団地自治会です。

5年くらい前から建て替えの問題が行政から提起され、自治会の大きな課題となりました。行政の説明は、建築物の老朽化のためということで、住民は一応了承のうえで、時期、工事期間中の仮設住宅、転宅費用、新築後の家賃、新築の住宅の大きさをはじめ、バリアフリーの問題等具体的な住宅に関する盛りだくさんの要求会議が続けられました。

その間に、団地の建て替えのランドデザインが行政から提案されました。2DK型4階建ての団地を12階建てにし、残地を民間デベロッパーに売却するという、土地有効利用のみを考えた団地再生案でした。

ここで自治会は、住宅はもちろんのこと、

どんな団地にするのが課題になりました。自治会の要求する団地像をつくらなければなりません。私も相談を受けました。自治会の役員会では、コンサルタントに依頼して、行政案に対する対案を作ってもらうことになっていた時でした。

私は反対意見を出しました。まず住民要求を自治会が徹底的に汲み上げることからはじめて、それらの素材をコンサルタントに提示するなり、行政に要求することを積み重ねていかなければ、住民のコミュニティづくりにならないのではと、取り組みの提案をしたわけです。

一例をあげますと、自治会から公民館の利用方法について公民館長に要求すると、館長から「団地の人たちだけの公民館じゃないですからね、市立公民館ですから」といわれてしまって、それ以上進めなかった。

行政と自治会との関わりは総てこんなことです。その半面、行政が法的にやらなければならないことについては民生委員協議会、社会福祉協議会、青少年愛護協議会等の活動について自治会に協力を求めているのが

現実です。これでは自治会は「下請け」的活動で、居住地域における非常に狭い意味の福祉しかやられていない。

やはり、このまちをどうするかというプロポーザル、企画案を自分たちで作るようにならなければならないし、行政もそれを育て支援するような施策をしないといけない。

いわゆる住民自治の確立が団地再生の原点であることを自治会が自覚して取り組まなければならないと思います。

自治会の会議に呼ばれる度にそのことを繰り返し主張してきた矢先に、西宮北口団地自治会が「社団法人」の認可を受けたことを知らされ、実のところ驚きました。

10 社団法人と行政

地方自治法の改正で自治体首長に認可権ができたことは、地方自治の前進であり、自治会が法人格を持つことは、行政の政策に関わることができる出発点にもなりました。

西宮北口団地自治会の場合、「社団法人」の認可を受けてから、団地周辺に建設が進められている県立芸術文化センターについての意見を求められるようになり、市の公民館運営推進員の一人にもなっています。

以前の自治会は、いわば公民館長に「要求する」存在だったのですが、市長が認可した社団法人となると、そこの地域の行政に「関わる」存在になって、「じゃあ、皆さんの中から、運営に責任をもてる人を推薦してく

ださい」ということになったわけです。

高根台団地の場合、市と公団と自治会の三者協議会という画期的な組織ができていますが、資料をみると、自治会が受け身のように見えます。部分部分の提案はあっても、居住団地全体の豊かな福祉、文化をどう創りだしていくのかが弱いのではないか。

団地の建て替えという問題は、福祉も文化も教育も関わってくる総合行政の課題ですが、その政策形成に住民は「要求」というかたちでしか関わっていない。だから後追いの対策になるのでは。それを「政策」に転換する必要があります。

今のままだと、公団と話せば、「文化？それは市の方でお考えいただかないと...」となるし、市からは「文化ねえ...。団地のためだけに文化なんてできません」と開き直られるのが関の山のような気がします。

それが、社団法人の自治会となれば、インフラは市の仕事ですから、三者協議会は事業の具体的な打ち合わせ会になっていく。

居住者の自治的精神が高まり、私たちが考えている文化というのはこういうことですという案を持っていったなら、「そういう案があるのか」と、自治体も公団も動くことになる。

行政の人も要求だけ聞かされていたのでは面白くないけれど、住民がこれだけのプロポーザル、提案をつくっているなら、俺ら行政もこれに対応するものを作らなくちゃならん、となるわけです。

三者協議会で、こういうまちづくりの政

策ができたとなれば、市長は自分の市のことですから、先頭に立ってやってみたい、となる。知事はこういうことが地方自治の原点だ、モデル事業、総合行政としてやってみたい、となるでしょう。こうなったら、本省も動かないことはないわけです。

11 地縁社団

自治会が社団法人になり、法律にもとづく運営をやらなければならないということになると、住民はだんだん自覚を高め、「社団法人とは」「地方分権の確立とは」というような勉強もするようになって、住民自治が確立されてきます。

また、自治会は役員の「奉仕」で成り立っていて、熱心な人がいなくなると、活動が極端に弱まるということがおこりがちでしたが、社団になり、資産を持ってみると、はじめて自分たちの団地だと実感でき、強い「地縁集落」となることによって次の世代に受け継ぐ人も生まれ、コミュニティが生まれてきます。

ハッサク、せせらぎ、春の七草とか、自分たちのものだという意識が生まれてくる。人と人との関係も、「夏祭りです、盆踊りです、参加してください」とかいわなくても、面白いから、子供連れで、ゆかたを着て、突っ掛けで行こうかと、年寄りも子供も参加する祭りになる。

そういう「地縁集落」となっていくうえで

大事なものは、これまでもお話ししてきましたが、「自然と文化が結ぶ」ということです。自然がないと文化だけでは人はなかなか結びつかない。自然と文化が生み出す地縁集落、それが居住福祉の社会だと思ふんです。

京都の祇園のど真ん中を川が流れ、鯉が泳いでいます。小料理屋などが川に捨てる飯を鯉が食べている。

地下水がよい環境にあれば、深さは30センチでいい。団地の中に川をつくり、鯉が泳ぎ、子どもたちはぴちゃぴちゃ歩く。そして井戸の設備をつくり循環させれば、そのまわりにパブができる。これが、自然が結びつけるコミュニティの文化です。自然の四季が地域の人を結ぶ文化になるわけです。

その中で、地縁社団として小規模・多機能の福祉施設などもつくる。住まうところが、そういう明るい希望がもてるというのが居住福祉社会。「生きる・働く・生活する・遊ぶ」を入れた、誰もが希望を持って明るい明日を実感できる。それが、僕の描く居住福祉社会です。

12 協同労働①

自然と文化が生み出す地縁集落、それが居住福祉の社会だと申し上げたわけですが、それを誰がどう担うのか...そう考えていたときに会ったのが労働者協同組合の皆さんであり、「協同労働」という概念でした。

今は都市が資本主義の中核になり、資本

の原理で、雇用労働が当たり前だと思われていますけれども、もともとの労働、農山漁村での労働は全部、協同労働の原理なんです。たとえば農業用水の管理は水利組合がやる。水を個々のものにして水上で水を止めたら、下の方の田んぼでは稲が育たなくなるわけですからね。

ぼくはいつも夙川公園（兵庫・西宮）の2キロを歩いているのですが、昔は、せり、よもぎ、おおばこ、すぎな、そういうのをみんながとって行って、フライにして食べたものです。まわりは全部田んぼで、農業用水の池も2つあり、共同の場でした。そのときは、水利組合が権利をもっていたから、みんなで川の掃除もし、小さい子供が魚をとって遊べた。

それが都市化され、せりなどは家庭用排水でだめになり、公園はコンクリートで覆われ、共同の場がなくなると、行政がお守りする公園になった。

これを再生しようと、コンクリートを壊し、石を入れた。そうすると、鯉をいっぱい寄付する人が現れ、魚が来て、鴨が来て、山鳥が来だした。

高根台団地でも、建て替えに当たって、共通の文化資源となる自然を創出し、そのお守りを高齢者も子供もできる範囲でやるようにすればいい。指導する技術者がいれば、あとは、そこに住む人たちでできることがほとんどです。それを強制するのではなく、自分たちのできることを誘発していく。そ

れが自治会の仕事になるでしょう。

そういうことをやっていくなかで、いま、行政がこの団地をお守りするのにどれだけ金を使っているかを調べる。街路樹から道路から、相当な金ですよ。それを自分たちに力がつくまで徐々に出してもらおう。そうすると自信が持て、労働の誇りが持ててくる。自分たちの住んでる団地の中に、自分たちが働くことがあるから協同するわけですね。

政策住宅という集落に変え、新しいかたちの高根の杜ができれば、すでに交通アクセスはできてるし、これを都市再生機構がリードしてくれたら、これからのモデルができるわけです。

13 協同労働

ぼくは50何年間、農村住宅運動、労働者住宅運動など住宅建築に関わる運動をやり、「教育充電・福祉放電」をスローガンに社会教育を25年ほどやってきましたが、突き当たったのは、雇用労働が社会のすべての基本になっているため、住民がどうしても主体にならない、ということでした。

それだけに、協同労働を知って、ああ、これが市民社会のありかただと、目が覚める思いだったのです。

協同労働の本質は、市民連帯だと思えます。その地域で、能力に応じて、自分の労働によって連帯する。この市民連帯の論理が協同労働という概念で明確になったので

す。

とくにリタイアした人は協同労働を理解しやすいと思いますね。雇用労働では能力があっても働けない。社会はこんなものだとあきらめる。しかし協同労働なら、地域で自分の能力を活かし、連帯できる。

社会が近代化し、都市ができ、居住と労働の場が離れてきたけれども、居住のところ、コミュニティに原点がなければ、人間の連帯がない社会になり、非常に不安な社会になる。連帯していれば、自然災害があっても安心の基本になる。そういう意味でもコミュニティが必要であり、居住福祉社会は、そのコミュニティでなければできない。

このコミュニティは、協同労働なしには成り立たない。企業も一市民だと思いますが、働くということを協同する組織がなかったら、企業が何を言っても地域は成り立たない。

まちづくりも、行政主体でなく、市民主体でやろうとするなら、協同労働の精神でないとできない。

だから、協同労働という自己認識が確立したら、協同労働という法則、連帯が、この社会の必然になってくると思いますね。

団地の建て替えの問題に戻りますが、これは住宅建設だけでなく、総合行政の課題であり、知事と市長がやるべき課題なんです。

いろいろ提案すると、市長さんは「それは夢のような話ですな」と言う。ぼくは、西宮で芸術文化協会をつくったとき、机を叩い

たんです。

「夢もなくして、あんた、市長やってるのか」って。

夢がなければ政策もない。協同労働は、おそらくすべての人々に、こんなこともできるんだ！という夢と情熱を持たせ、自覚を高めてくれるように思うんですね。

(終わり)